

みどり市森林整備計画

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
 至 令和 14 年 3 月 31 日

(令和 6 年度一部変更)

群馬県みどり市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
(1) 伐採方法について	
(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	8
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	9
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	
5 その他必要な事項	12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
(1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
(2) 実施時期の標準的な間隔	
2 保育の種類別の標準的な方法	14
3 その他必要な事項	15
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定	
(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法	

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法――	18
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他必要な事項――	19
	(1) 市独自の公益的機能別施業森林の区域の設定	
	(2) 市独自の公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針――	21
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策――	21
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項――	21
4	森林経営管理制度の活用に関する事項――	21
5	その他必要な事項――	22
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針――	23
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策――	23
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項――	23
4	その他必要な事項――	23
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項――	24
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項――	24
3	作業路網の整備に関する事項――	25
	(1) 基幹路網に関する事項	
	(2) 細部路網に関する事項	
4	その他必要な事項――	26
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項――	27
	(1) 林業事業体の体質強化	
	(2) 林業従事者の養成・確保	
	(3) 林業後継者の養成	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項――	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項――	28

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法――	29
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項――	30
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法――	31

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	31
3 林野火災の予防の方法	31
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	32
5 その他必要な事項	32
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
(2) その他	

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域	33
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業 の方法に関する事項	33
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	33
(1) 森林保健施設の整備	
(2) 立木の期待平均樹高	
4 その他必要な事項	33

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	34
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2 生活環境の整備に関する事項	34
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	35
4 森林の総合利用の推進に関する事項	35
5 住民参加による森林の整備に関する事項	35
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	
(2) 上下流連携による取組に関する事項	
(3) その他	
6 その他必要な事項	36
(1) 保安林その他法令による制限に関する事項	
(2) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(3) 木材利用の推進	
(4) 市有林の整備等	
(5) 山火事防止に関すること	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

みどり市は、群馬県の東部に位置し、総面積は20,842haである。桐生市、栃木県日光市を始め、群馬、栃木両県の7市と接しており、首都東京からは100km圏内にある。市の北部には足尾山地が連なり、その山塊に源をもつ渡良瀬川が市の北東から南東にかけて流れ、市の中部から南部にかけてはその清流が作りだした大間々扇状地により形成されている。

本市の総面積のうち、森林面積が79%、約16,517haを占め、民有林面積は15,806haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は7,156haであり、人工林率45%となっている。今後、森林所有者及び地域住民の意向等を踏まえ、保育、間伐等の森林整備を適正に実施していくことが重要である。

2 森林整備の基本方針

気候変動や水資源の確保、森林資源を活かした地域創生といった観点から、近年、森林・林業に対する市民の意識・関心は高まりつつある。人工林が多い本市の豊かな森林を次の世代まで持続的に利用していくためには、森林経営による適正な管理が必要である。また、大都市の水源地に位置する本市においては、森林の維持管理は下流を含めた広い地域の問題でもある。

本市では、森林所有者の合意が得られた地区から森林施業の集約化を進め、路網の整備を行い、間伐等を推進するとともに、人工林の高齢級化が進んでいることから主伐及び再造林についても積極的に実施し、将来にわたって利用可能な森林資源の育成・確保を図っていく。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は表1のとおりとする。

表1 地域の目指すべき森林資源の姿

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵養機能 ^{かん}	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進、飛砂防止）／土砂流出防止／土壌保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

	止機能（雪崩防止、防風、防雪など）	
快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

１の森林整備の現状と課題を踏まえ、（１）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本方針は表２のとおりとする。

表２ 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、

	奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、市民や来訪者に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や利用者のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

	具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことから、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

林野庁関東森林管理局群馬森林管理署、群馬県桐生森林事務所、桐生広域森林組合、わたらせ森林組合、森林所有者等との連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望にたった林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である標準伐期齢を表3のとおり定める。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。

なお、標準伐期齢は、指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

単位：年

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
						用 材	その他
全 域	35	40	35	40	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

伐採及び搬出に当たっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえるとともに、森林の有する多面的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所要の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとする。

（1）伐採方法について

区分	伐 採 方 法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごと

	に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

（２）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	① 主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。 ② 主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。 ③ 伐採後は、ぼう芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。 また、ぼう芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。 ④ 皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、ぼう芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。 ⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
育成複層林	① 主伐に当たっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。 ② 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。 ③ 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。 ④ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。 ⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
天然生林	① 天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。 ② 伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点か

	ら、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。 ③ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。 ④ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑤ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
--	--

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
 - 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
 - 3 天然生林においては、主として天然力を活用^{*4}することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- *1** 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- *2** 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
- *3** 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
- *4** 「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努めるものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、表4に定める樹種を選定するものとする。また、生物多様性の保全のため、郷土樹種を選定も考慮するものとする。なお、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

さらに、他の樹種を植栽しようとするときは、林業普及指導員又はみどり市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表4 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、その他地域に応じた有用広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林は、下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、地域での既往の複層林施業の状況を踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又はみどり市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択するものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／h a）	備 考
ス ギ	密仕立	3, 5 0 0	
	中仕立	3, 0 0 0	
	疎仕立	2, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立	3, 5 0 0	
	中仕立	3, 0 0 0	
	疎仕立	2, 0 0 0	
アカマツ	中仕立	4, 0 0 0	

カラマツ	中仕立	2, 5 0 0	
	疎仕立	2, 0 0 0	

イ その他人工造林の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案する。 また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、カラマツは3月～5月を標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林地における主伐後の更新を確実にを行うこととする。

また、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新の期間は表5に示すとおりとする。

表5 人工造林をすべき期間

伐採の方法	人工造林をすべき期間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、表6の樹種から選定するものとする。

なお、他の樹種を対象に天然更新をしようとするときは、林業普及指導員又はみどり市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択することとする。

表 6 天然更新をすべき樹種

区 分	対象樹種	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、表 7 に示す期待成立本数として想定される本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する必要がある。

表 7 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2 の (1) に定める樹種	10,000 本 / ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって行う補助作業の標準的な方法は、表 8 のとおりとする。

表 8 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
ぼう芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を 1 株当たり 2～3 本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。 また、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。 なお、伐採後おおむね 5 年を超えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には植え込みにより確実な更新を図る。
天然下種更新の補助作業	ササや粗腐性の堆積物により種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所については、地表処理として、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。 目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。

ウ その他の天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種がおおむね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る必要がある。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」を表9のとおり定める。当該森林での植栽に当たっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとする。

表9 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積（h a）	備 考
該当なし		

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数を表10のとおりとする。

また、対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

表10 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹 種	最大の立木の本数として想定される本数
2 の (1) に定める樹種	10,000本 / ha

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、表11に示す内容を標準として、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の生育状況等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意しなければならない。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとする。

表11 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年生）					標準的な方法	備 考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
ス ギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定においては、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林 人工林収獲予想表」を使用する。
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31				
	〃（伐期80年）	17	23	31	44	69		
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30				
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36				
	〃（伐期80年）	21	27	36	53			
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28				
	〃（伐期80年）	16	21	28	40			
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29				
	〃（伐期80年）	18	23	29	40			

(2) 実施時期の標準的な間隔

主要樹種について、間伐の実施すべき標準的な間隔を、表12のとおり定める。
 なお、間伐の間隔は、あくまでも指標であり、これをもって間伐を促すものではない。

表12 間伐を実施すべき標準的な間隔

区 分	間伐の実施時期 の間隔の年数	備 考
標準伐期齢未満	おおむね10年	
標準伐期齢以上	おおむね15年	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表13に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生育状況等を
 勘案し、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、適切に実施す
 るものとする。

表13 保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下 刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜 け出るまで行う。実 施期間は、6～7月 頃を目安とする。	回数 は 必 要 に 応 じ て 実 施 す る。状況に 応じて下 刈り回数 の削減や 適期作業 に努める。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つ る 切	スギ										1	下刈り終了後、つる の繁茂の状況に応じ て行う。実施期間 は、6～7月頃を目 安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
	スギ										1	造林木の成長を阻害 する樹木等を除去す	造林木以 外であっ

除 伐	ヒノキ									1	る。実施期間は、8～10月頃を目安とする。 ても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残する。
	アカマツ									1	
	カラマツ									1	
	コナラ						1				
枝 打	スギ								1		成長休止期に実施する。
	ヒノキ								1		

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要があるものは、積極的に間伐・保育を推進することとする。

3 その他必要な事項

間伐に際しては、作業路、搬出等をあらかじめよく検討して実施する。また、間伐材は最大限活用するものとする。

二ホンジカ等による植栽木の剥皮、食害が拡大しているため、被害の甚大な森林については、防護柵、食害防止チューブ、忌避剤等の防止対策を早急に検討するものとする。

森林経営管理法第42条に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があると認められる場合には、当該森林の所有者に対し、森林の所在場所、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行うこととする。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林として、森林を表 1 4 のとおり、特に高度に発揮することが期待される機能に応じて、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）」に設定する（それぞれの機能については、「表 1 地域の目指すべき森林資源の姿」を参照）。

表 1 4 公益的機能別施業森林の区域

区 分		森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添概要図のとおり	3 6

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は、表 1 5 のとおりとする。
なお、森林施業方法による森林の区域を表 1 6 のとおり定める。

表 1 5 区域ごとの森林施業方法

区 域	施業の方法
水源涵養機能維持増進森林 （水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林）	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○伐期の間隔の拡大（標準伐期齢＋10年） ○自然条件から、皆伐による公益的機能の低下のおそれがある森林は、伐採面積の規模を縮小する
山地災害防止／土壌保全機能 維持増進森林 （人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林） 快適環境形成機能 維持増進森林 （生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林） 保健文化機能 維持増進森林 （自然環境の保全及び形成ならびに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林）	○次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林 ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等 ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の發揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等 ○上記以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施 ○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍） ○長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る ○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施

表 1 6 施業方法ごとの森林の区域

区 分	施業の方法		森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)		該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢のおおむね2倍)		該当なし	—
	複層林施業をすべき森林	択伐以外により複層林施業を推進すべき森林	別添概要図のとおり	36
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を、表 1 7 のとおり、木材等生産機能維持増進森林に定める。また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」に定める。

表 1 7 木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (h a)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添概要図のとおり	7, 156
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

(1) 市独自の公益的機能別施業森林の区域の設定

ア 水源の涵養の機能を重視する森林（水源涵養機能重視森林）

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を、市独自の水源の涵養の機能を重視する森林の区域として設定する。

イ 山地災害の防止及び土壌の保全の機能を重視する森林（山地災害防止／土壌保全機能重視森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれのある森林を、市独自の山地災害の防止及び土壌の保全の機能を重視する森林として設定する。

(2) 市独自の公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

市独自の公益的機能別施業森林における区分別の森林施業の方法は表 18 のとおりとする。なお、森林施業方法による森林の区域は表 19 のとおり。

表 18 区分ごとの森林施業方法

区 分	施業の方法
水源涵養機能重視森林	○公益的機能を重視する森林の施業を実施するものとし、保安林等の他法令の森林施業方法を遵守すること。 ○主伐は標準伐期齢以上とする。
山地災害防止／土壌保全機能重視森林	○公益的機能を重視する森林の施業を実施するものとし、保安林等の他法令の森林施業方法を遵守すること。 ○主伐は標準伐期齢以上とする。

表 1 9 施業方法ごとの森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積（h a）
水源涵養機能重視森林	通常の標準伐期齢	別添概要図のとおり	7，802
山地災害防止／土壌保全機能重視森林	通常の標準伐期齢	別添概要図のとおり	6，269

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と、民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等により、生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換による経営規模の拡大を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーや、林業事業体のこれからの経営を担う森林経営プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託等森林の経営を受委託する場合は、次のことに留意するものとする。

- ア 委託契約に、契約の対象とする森林が明記されており、その森林の立木竹の所有権が委託者に帰属することが定められていること。
- イ 委託契約の契約期間が5年以上の期間となっていること。
- ウ 委託契約の委託事項に、育成権（造林、保育及び伐採その他の森林施業等を行う権利）及び必要に応じて森林の保護等の項目が含まれていること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者や意欲と能力のある林業経営者による経営管理が適切に実施されるよう、必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進する。

その上で、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理

を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市自らが経営管理を実施する森林経営管理制度について、その他の制度や地域の実情等を踏まえ、活用を検討する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

路網の整備や機械化の推進等を通じて効率的な森林整備を進めていくため、市及び森林組合が中心となって森林法第10条の11第1項による施業実施協定への参加促進対策、その他森林施業の共同化の促進を推進する。

本市に森林を有する国、県、市、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域の森林・林業や林業事業体の現状を踏まえ、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などの共同化を重点的に実施する。

また、効率的な路網整備や間伐等に向け、本市、林野庁関東森林管理局群馬森林管理署、群馬県桐生森林事務所、桐生広域森林組合、わたらせ森林組合等が連携・協力を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の集約化を効果的に進めるに当たって、森林作業道、土場、作業場等の施設の共同設置、共同利用、共同での維持管理等に必要な複数の主体間での協定の締結についての助言、指導を行う。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

表20を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網整備を推進する。

表20 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系作業システム	30 ～ 40	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系作業システム	23 ～ 34	52 以上	85 以上
	架線系作業システム	23 ～ 34	—	25 以上
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系作業システム	16 ～ 26	35 以上	60 (50) 以上
	架線系作業システム	16 ～ 26	—	20 (15) 以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 ～ 15	—	5 以上

注1：路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注2：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注4：「急傾斜地」の () 書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

注5：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

注6：細部路網は、森林作業道をいう。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特になし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第60号林野庁長官通知）を基本として、群馬県が定める群馬県林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設 拡張別	種 類	(区分)	位置	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		大間々町長尾根	桜峠	0.6	44	○		
開設	自動車道		東町花輪	上田沢花輪	2.1	140	○		
開設	自動車道	林業専用道	大間々町小平	赤柴孫	1.2	30	○		
開設計				3路線	3.9	214			
拡張	自動車道		東町座間	小平座間	1.0		○		改良
拡張	自動車道		東町沢入	作原沢入	7.0		○		改良
拡張	自動車道		東町花輪	田沢小中	1.0				改良
拡張	自動車道		東町小中	小中新地	0.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		東町沢入	蛇ノ尾	3.3		○		改良
拡張	自動車道		東町荻原	高橋深ぐな	1.4				改良
拡張	自動車道		東町神戸	高戸山	0.6				改良
拡張	自動車道		東町草木	横川	0.7				改良
拡張	自動車道		東町座間	松座	0.7		○		改良
拡張	自動車道		東町沢入	ねしやか	1.0		○		改良
拡張	自動車道		東町小中	小中西山	2.0		○		改良
拡張	自動車道		東町小中	小中支	0.5				改良
拡張	自動車道		東町小中	東沢	2.6				改良
拡張	自動車道		東町草木	三境	1.0		○		改良
拡張	自動車道		東町座間	柱戸	0.5		○		改良
拡張	自動車道		東町座間	桶ノ入	0.7				改良
拡張	自動車道		東町神戸	牛沢	1.0		○		改良
拡張	自動車道		東町草木	出屏	1.3		○		改良
拡張	自動車道		東町沢入	金山	0.5		○		改良

拡張	自動車道		東町沢入	加藤畑	0.2				改良
拡張	自動車道		東町沢入	足渡戸	0.3				改良
拡張	自動車道		東町沢入	塔ノ沢	0.5				改良
拡張	自動車道		大間々町小平	孫	0.2		○		改良
拡張	自動車道		大間々町小平	塩沢小平	5.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		大間々町小平	梅田小平	0.5		○		改良
拡張	自動車道		大間々町浅原	高名木	0.1		○		改良
拡張	自動車道		大間々町浅原	入山	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		大間々町小平	次石	0.1				改良
拡張	自動車道		東町小夜戸	八木原大畑	0.4		○		改良
拡張	自動車道		大間々町塩原	高松	1.2				改良
拡張	自動車道	林業専用道	大間々町浅原	浅原	0.5				改良
拡張計				31路線	37.8				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、群馬県が定める群馬県森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努める。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業による経営に転換することが必要であり、このための森林組合における低コスト林業の確立への取組や、素材生産事業体等との連携を通じた協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化への取組を支援する。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化に努める。

(2) 林業従事者の養成・確保

林業は、技術と体力を要する職業であり、林業従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しやすい環境を整えることが必要である。林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業しているが、離職する者も多い状況にある。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働負荷の軽減のほか、労働災害防止の取組、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等の取組を支援するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努める。

(3) 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況である。

一方、「団塊の世代」といわれる人々が定年退職後に徐々に出生地等へ戻って農林業に取り組む動きや、きのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰もみられるようになってきている。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能林業機械を利用した作業システム及びICTを活用した木材生産管理システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の稼働率の向上等、高性能林業機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努める。

なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は表2-1のとおりとする。

表 2 1 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒 造材 集材	市内全域	チェーンソー (伐倒) →チェーンソー (枝払い・玉切り) →林内作業車 (集材)	チェーンソー (伐倒) →プロセッサ (枝払い・玉切り) →スイングヤーダー (集材)
			ハーベスタ (伐倒・枝払い・玉切り・集積) →フォワーダ (集材)
			フェラーバンチャ (伐倒・集積) →プロセッサ (枝払い・玉切り) →スイングヤーダー (集材)
造林 保育等	地拵	チェーンソー、刈払機、人力	地拵え機械
	植付	人力	自走式植栽機械
	下刈	刈払機	自走式下刈り機械

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業者との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材端材等、木質バイオマス全体を利用する取組を推進する。

加えて、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号) に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表22のとおり定める。

表22 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	4～216林班	15,679
カモシカ	4～216林班	15,679
クマ	4～216林班	15,679

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の有する公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとする。

また、必要に応じて、鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施する。その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとする。

イ 森林経営計画と鳥獣害防止対策

鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、鳥獣害の実情に応じた鳥獣害防止対策が次のとおり計画されている必要がある。

なお、森林経営計画に含まれない鳥獣害防止森林区域内の森林については、必要に応じて鳥獣害防止対策の実施について、森林所有者等に助言、指導を行う。

(ア) 鳥獣害がニホンジカまたはカモシカによる造林木の食害の場合は、計画期間内に人工植栽が予定されている箇所等について鳥獣害防止対策が計画されていること。

(イ) 鳥獣害がクマによる剥皮被害の場合は、剥皮被害が発生している森林及び被害発生のおそれがある森林について鳥獣害防止対策が計画されていること並びに剥皮被害のおそれがない森林についても鳥獣害が確認された時点での鳥獣害防止対策の実施が計画されていること。

ウ 対象鳥獣別の対策方法

対象鳥獣別の鳥獣害対策は、現地の実情に応じ、次に例示する方法を単独又は組み合わせて実施する。

(ア) ニホンジカ

防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、個体数の調整、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

(イ) カモシカ

防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

(ウ) クマ

テープ巻き等の剥皮防止帯の設置、忌避剤の塗布、個体数の調整、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

2 その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努める。また同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努める。

なお、鳥獣害が発生している森林又は発生が予見される森林において鳥獣害対策が実施されていない場合には森林所有者等に助言・指導を行う。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫の被害については、被害抑制のための健全な松林への育成、防除活動等の推進を図るとともに、被害跡地においては、抵抗性のあるマツや他の樹種への転換を推進する。また、樹種転換のための樹種選定に当たっては、現地の気候、土壌等の自然条件を考慮する。

なお、ナラ枯れ被害についても、早期発見と早期防除を推進し、里山等における広葉樹林の保全を図る。

さらに、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、森林所有者等に伐採の促進に関する指導を実施する。

(2) その他

森林病虫害等による森林被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、林野庁関東森林管理局群馬森林管理署、群馬県桐生森林事務所、桐生広域森林組合、わたらせ森林組合、森林所有者、森林保全巡視指導員・森林保全推進員等と連携した被害対策の体制づくりを図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の状況や被害発生地の特性など、詳細な情報収集に努める。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災の発生を防ぐため、林地が最も乾燥する春先を中心に、林野火災予防のための啓発活動を実施する。

また、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行うとともに、森林付近の消防水利の把握や消火車両の通行可否等の把握等により、林野火災予防体制の強化に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし（火入れは実施しない）。

5 その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
1 (1,2-1～2-4,3,4,5-1,5-2,6,7,17,18-1,18-2,19～21,22-1,22-2,23～33, 34-1,34-2,36-1～36-4,37～42,44～51, 53,54,55-1,55-2,56,57-2,58, 60-1,60-2,61,62-1,62-2,63-1,63-2,64-1～64-4,65～68,70,71小班), 2 (24,26-2,27,29,30-1,30-2,34-1,35,71,73～79,80-1,80-2,81～85,90, 91-1,92,95,97-1,97-2,99,100,101-1,101-2,112-1小班を除く), 3(125,128-1,128-2,131-2,136,137-2,137-3,141,143-1,143-2,145-1,145-2小班を除く),4～9, 10 (29,30,57～59,63小班を除く), 11 (5,6-2,11,27-1,31-1,31-2,31-4,32,33小班を除く),12～14, 15 (8,10,16,19,47,50小班を除く),16, 17 (106小班を除く),18,19, 20 (23,27小班を除く),21～22, 26 (18,46-3,60,68小班を除く),27, 28 (3,12,31,37,43,86,116小班を除く),29,30,40～47,56,57, 58 (18,20-1,20-2,66小班を除く), 59 (120-2,124小班を除く),60～72,97,98,103～114,116,130,132,137～143,158～160,164,168,169,210林班の松	松くい虫被害による

（２）その他

森林経営計画での森林保護活動から得られた情報を森林所有者等から聴取するなど、地域の森林の状況把握に努める。

また、各種業務を通じて、林野庁関東森林管理局群馬森林管理署、群馬県桐生森林事務所、桐生広域森林組合、わたらせ森林組合、森林所有者、森林保全巡視指導員・森林保全推進員等から、森林の保護に必要な情報を得るよう努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」における主伐後の植栽

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの「森林の保護に関する事項」

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画を作成し、適切な施業を確保するものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、表23で示す区域とする。

表23 森林経営計画の区域計画の基準となる区域

区域名	林班	区域面積 (h a)
笠懸町、桐原・大間々	1～3、15	1 8 3
下神梅・上神梅	4～9	3 2 8
上神梅・塩沢・塩原	10～14、16～19	5 6 9
浅原・小平	20～45、47～56	2 , 1 0 0
浅原・長尾根・高津戸	46、57～59	2 0 1
荻原・花輪	60～72	9 8 6
荻原・小夜戸	137～143	2 7 5
花輪・小中・神戸・座間	73～108	3 , 4 3 2
座間	118～136	1 , 2 0 1
草木	109～117、144、145、211～216	1 , 3 4 2
沢入	146～210	5 , 1 8 8

2 生活環境の整備に関する事項

市内のうち、特に大間々町、東町の山間部については、平野部と比較すると生活環境の整備が遅れている。このため、国・県の補助事業等を活用し、持続的な森林経営のための基盤を構築するとともに生活環境の充実を図り、効率的な森林経営と地域コミュニティの維持・活性化を図る。

特に、林道をはじめとする基幹路網については、森林経営のための重要な施設である

のみならず地域住民の日常生活に重要な役割を担っていることから、計画的に整備を推進していく。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

人工林を中心に市内の森林資源が充実しつつある中、間伐や主伐、再造林といった適時適切な森林整備と、市内の雇用創出や経済活性化といった地域振興を両立できるよう、施業集約化等による森林経営の拡大による地域材の効率的生産、わたらせ森林組合地域材加工センターを核とした地域材の安定的な出口確保を図っていく。

また、市内の園芸施設や温浴施設等における木質バイオマスの熱利用推進、林業・木材産業の意欲ある担い手の確保・育成、さらには主伐後の着実な再造林による将来の森林資源の確保に向けた良質な林業種苗の安定確保に資するコンテナ苗の市内生産など、川上から川下までを通した取組を展開する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

笠懸町内に点在する平地林には、恵まれた自然環境があり、市民の憩いの場として親しまれている。

鹿田山は、林内にウッドチップが敷かれた散策路（フットパス）が整備されており、市内外から多くの人々が訪れている。

琴平山及び稲荷山は、国指定史跡岩宿遺跡の保護文化財地域であり、稲荷山北西斜面に生息するカタクリの群生地は、市の貴重な財産となっている。

また、大間々町要害山周辺は、高齢者や子どもたちが気軽に自然とふれあえる場所となっており、遊歩道が整備されている。

これら里山林を保護・整備するため、地域住民によるボランティア活動を中心に、下草刈りや歩道の整備等を積極的に推進していくとともに、必要な区域については公有地化を図っていく。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

市内の小・中学生を中心として、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、緑の少年団による森林づくりへの参加を推進する。

荒神山では、里山林を保護・整備するため、地域住民によるボランティア活動を中心に、下草刈り等が積極的に行われており、地域住民が安心して活動できるよう、適宜巡視を行い、危険木等の早期発見に努めるものとする。

（２）上下流連携による取組に関する事項

草木ダムをはじめ、渡良瀬川支流等の水を育む本市の森林は、下流域、特に東京都の水源地として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の住民団体等へ水源地の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけるものとする。

(3) その他

特になし

6 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令による制限に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

(2) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に十分留意して行うものとする。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設ける等、林地保全に適切な措置を講じるものとする。その際、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災設備の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するものとする。

また、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとする。

(3) 木材利用の推進

脱炭素社会の実現等に向け一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備に当たっては、コストや技術の面で木造とすることが困難なものを除き、原則として木造化を図るものとし、内装等についても木質化を図ることが適切と判断される部分については木質化を推進するものとする。

また、建築物へ木材の利用を促進する意義について、市民や事業者の理解が深まるよう効果的な情報発信・普及啓発に努め、民間建築物の建設においても木材の利用が促進されるよう取り組むものとする。

(4) 市有林の整備等

本市には現在968haの市有林があり、このうち人工林については、森林組合等の意欲と能力のある林業事業体に経営委託し、適切な森林整備を推進するものとする。また、天然林も含め、必要に応じ各種試験調査、教育、研修、市民の憩いの場としての活用等を検討するものとする。

（５）山火事防止に関すること

山火事の森林被害を未然に防止し、万が一の消火活動に資するため、作業道、林内歩道、消火の際の水源等の把握、整備を図るとともに、徹底した啓発活動や森林巡視を行い、山火事警防等を推進するものとする。また、万が一に備え情報提供資料等の整備を行うものとする。